

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

<p>施策名</p>	<p>労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること</p> <p>(Ⅲ-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p>																																																																																																																											
<p>施策の概要</p>	<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>																																																																																																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>適正な保険料率を設定することによって、事業主の労働災害防止へのインセンティブが促進され、保険収支（保険料収納済額に対する保険給付額の割合）が改善しているものであり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="395 1061 1501 1814"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>保険料収納済額(単位：百万円) (-)</td> <td>1,218,545</td> <td>1,040,725</td> <td>1,044,239</td> <td>1,051,359</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保険料給付費等(単位：百万円) (-)</td> <td>918,473</td> <td>909,619</td> <td>896,509</td> <td>890,760</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>労働福祉事業費(単位：百万円) (-)</td> <td>129,829</td> <td>128,545</td> <td>85,887</td> <td>82,908</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平均保険料率(単位：厘) (-)</td> <td>8.3</td> <td>7.3</td> <td>7.2</td> <td>7.1</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>療養(補償)給付件数(単位：件) (-)</td> <td>3,008,259</td> <td>3,091,723</td> <td>3,129,054</td> <td>3,155,612</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>休業(補償)給付件数(単位：件) (-)</td> <td>679,010</td> <td>674,337</td> <td>660,941</td> <td>656,083</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>傷病(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>75,424</td> <td>72,737</td> <td>71,223</td> <td>68,651</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>障害(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>570,432</td> <td>573,599</td> <td>575,335</td> <td>575,292</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>障害(補償)一時金給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>25,237</td> <td>24,543</td> <td>23,776</td> <td>23,387</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>遺族(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>649,139</td> <td>655,642</td> <td>660,814</td> <td>666,201</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>790</td> <td>757</td> <td>770</td> <td>759</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>3,239</td> <td>3,399</td> <td>3,322</td> <td>3,444</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>介護(補償)給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>43,841</td> <td>45,109</td> <td>45,587</td> <td>45,871</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>二次健康診断等給付件数 (単位：件) (-)</td> <td>10,633</td> <td>12,606</td> <td>15,687</td> <td>16,518</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～4は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標5～14は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 ・平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。 ・備考：平均保険料率 当該年度の保険料収納済額を同年度の賃金総額を除いたもので、全業種の平均保険料率を示している。</p> <table border="1" data-bbox="395 1989 1501 2063"> <thead> <tr> <th colspan="2">参考指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)</td> <td>578,229</td> <td>593,992</td> <td>603,484</td> <td>608,030</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1は、労働基準局作成の「労働者災害補償事業年報」による。 ・平成18年度の数値は、平成20年1月に確定値を公表予定である。</p>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	保険料収納済額(単位：百万円) (-)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中	2	保険料給付費等(単位：百万円) (-)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中	3	労働福祉事業費(単位：百万円) (-)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中	4	平均保険料率(単位：厘) (-)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中	5	療養(補償)給付件数(単位：件) (-)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中	6	休業(補償)給付件数(単位：件) (-)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中	7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中	8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中	9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件) (-)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中	10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中	11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件) (-)	790	757	770	759	集計中	12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件) (-)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中	13	介護(補償)給付件数 (単位：件) (-)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中	14	二次健康診断等給付件数 (単位：件) (-)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中	参考指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																							
1	保険料収納済額(単位：百万円) (-)	1,218,545	1,040,725	1,044,239	1,051,359	集計中																																																																																																																							
2	保険料給付費等(単位：百万円) (-)	918,473	909,619	896,509	890,760	集計中																																																																																																																							
3	労働福祉事業費(単位：百万円) (-)	129,829	128,545	85,887	82,908	集計中																																																																																																																							
4	平均保険料率(単位：厘) (-)	8.3	7.3	7.2	7.1	集計中																																																																																																																							
5	療養(補償)給付件数(単位：件) (-)	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	集計中																																																																																																																							
6	休業(補償)給付件数(単位：件) (-)	679,010	674,337	660,941	656,083	集計中																																																																																																																							
7	傷病(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)	75,424	72,737	71,223	68,651	集計中																																																																																																																							
8	障害(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)	570,432	573,599	575,335	575,292	集計中																																																																																																																							
9	障害(補償)一時金給付件数 (単位：件) (-)	25,237	24,543	23,776	23,387	集計中																																																																																																																							
10	遺族(補償)年金給付件数 (単位：件) (-)	649,139	655,642	660,814	666,201	集計中																																																																																																																							
11	遺族(補償)一時金給付件数 (単位：件) (-)	790	757	770	759	集計中																																																																																																																							
12	葬祭料(葬祭給付)給付件数 (単位：件) (-)	3,239	3,399	3,322	3,444	集計中																																																																																																																							
13	介護(補償)給付件数 (単位：件) (-)	43,841	45,109	45,587	45,871	集計中																																																																																																																							
14	二次健康診断等給付件数 (単位：件) (-)	10,633	12,606	15,687	16,518	集計中																																																																																																																							
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18																																																																																																																							
1	労災保険給付の新規受給者数 (単位：人)	578,229	593,992	603,484	608,030	集計中																																																																																																																							

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

<p>施策名</p>	<p>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p> <p>(Ⅲ-4-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 勤労者生活の充実を図ること</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものに改善していくことが重要との観点から、労働時間等設定改善法に基づき、長時間労働の是正に向けた所定外労働の削減等に重点を置いた取組を推進する。</p>																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援を行うとともに仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ること等により、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は平成17年以降減少しており、平成18年は10.8%と目標を達成したと評価できる。</p> <p>しかし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標を達成した</p> <p>※ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="373 1395 1476 1709"> <tr> <td colspan="6">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)</td> <td>12.1</td> <td>12.2</td> <td>12.2</td> <td>11.7</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">・指標1は、総務省「労働力調査」による。</td> </tr> </table>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)								H14	H15	H16	H17	H18	1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8	(調査名・資料出所、備考)						・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)																																					
		H14	H15	H16	H17	H18																															
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8																															
(調査名・資料出所、備考)																																					
・指標1は、総務省「労働力調査」による。																																					
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年1月26日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進</p>																																		

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房地方課労働紛争処理業務室

施策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること		政策体系上の位置付け																																					
	(Ⅲ-7-1)		基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること																																					
施策の概要	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。 ① 都道府県労働局による情報提供、相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 民事上の個別労働関係紛争については、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、現実の問題として、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。よって、簡易、迅速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。 助言・指導受付件数は減少に転じたものの、民事上の個別労働紛争相談件数及びあっせん申請受理件数は引き続き増加しており、個別労働紛争解決制度が紛争解決の手段として有効であること、また、それぞれの制度の特性を活かした迅速かつ適正な処理を行っており、運用が効率的になされていることから、目標達成に向けて進展があったと評価できる。 (評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける																																							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)</td> <td>103,194</td> <td>140,822</td> <td>160,166</td> <td>176,429</td> <td>187,614</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)</td> <td>2,332</td> <td>4,377</td> <td>5,287</td> <td>6,369</td> <td>5,761</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)</td> <td>3,036</td> <td>5,352</td> <td>6,014</td> <td>6,888</td> <td>6,924</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>処理期間毎の割合(助言・指導、あっせん)(単位：%) (-)</td> <td>76,61</td> <td>90,64</td> <td>94,67</td> <td>95,64</td> <td>93,67</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～4は、大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。 ・指標4は、助言・指導、あっせんそれぞれの手続終了件数に占める処理期間1か月以内のもの割合(パーセント)を示すもの。</p>						施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614	2	助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	3	あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	4	処理期間毎の割合(助言・指導、あっせん)(単位：%) (-)	76,61	90,64	94,67	95,64
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18																																		
1	民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614																																		
2	助言・指導申出受付件数 (単位：件) (-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761																																		
3	あっせん申請受理件数 (単位：件) (-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924																																		
4	処理期間毎の割合(助言・指導、あっせん)(単位：%) (-)	76,61	90,64	94,67	95,64	93,67																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																					

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局首席職業指導官室
 (個別目標1, 2, 3)
 職業安定局需給調整事業課
 (個別目標4, 5)

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p>(IV-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進</p> <p>○目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあつたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>○目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>(3) 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>目的等 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

公共職業安定機関において、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施した結果、各指標について着実な実績の向上が見られ、平成18年度における公共職業安定所の求職者の就職率が32.4%となり目標を達成した。また、雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、目標は達成できなかったものの、着実に実績は向上している。

これらを踏まえると、公共職業安定機関の需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。

労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成18年度において、労働者派遣法第34条違反率が5.0ポイント、第35条違反率が3.3ポイント減少し、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られたものと考えられる。職業紹介事業についても、目標は達成できなかったものの、違反率は着実に減少しており、事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35.7%であり、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていることから、官民の連携による求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

以上のとおり、7指標のうち4指標で平成18年度の目標を達成し、残る3指標についても実績が伸びているため、施策目標の達成に向けて着実に進展していると言える。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	公共職業安定所の求職者の就職率 (%) (32%以上/平成18年度)	26.7	28.8	30.7	31.6	32.4
2	雇用保険受給資格者の早期再就職割合 (%) (16%以上/平成18年度)	—	—	13.6	14.0	15.1
3	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	—	9.3	8.9
4	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	—	10.7	10.3
5	労働者派遣法第34条(就業条件等の明示)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	27.5	30.0	25.0
6	労働者派遣法第35条(派遣先への通知)の違反率 (%) (前年度より1ポイント以上減少/平成18年度)	—	—	20.1	18.5	15.2
7	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合 (%) (35%/平成18年度)	—	—	—	—	35.7
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1、2 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・ 公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合。 ・ 雇用保険受給資格者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始。						
②指標3～6 資料出所：職業安定局調べによる。						
③指標7 資料出所： 「平成18年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」((財)雇用情報センター) 備考： ・ インターネットによるモニターリサーチ調査。 ・ アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						

関係する施政
方針演説等内
閣の重要政策
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：
 担当部局名：職業安定局雇用開発課
 （個別目標1、2、3、4、5）
 職業安定局地域雇用対策室
 （個別目標6、7、8）
 職業安定局建設・港湾対策室（個別目標9、10）
 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室
 （個別目標11、12）
 職業安定局需給調整事業課（個別目標13）

評価実施時期：平成19年8月

施策名	<p>地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p> <p>(IV-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>○目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・新分野進出等に係る支援 ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>○目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>○目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 ・地方就職支援、U・Iターン者等の活用 ・積雪寒冷地等の特定地域における雇用対策 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>○目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・港湾労働者の雇用の改善等 ・林業事業者の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・農林業等への多様な就業の促進 ・介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>	

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援
受給資格者創業支援助成金に関する指標 1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標 2 について、平成18年度実績は目標を上回っている。

(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進
雇用調整助成金に関する指標 3 及び指標 4、(財)産業雇用安定センターに関する指標 6 について、実績はいずれも目標を上回っている。

(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進
地域雇用開発促進助成金に関する指標 7 及び指標 9、地域提案型雇用創造促進事業に係る指標 8 について、実績はいずれも目標を大幅に上回っている。

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等
就農等支援コーナーに係る指標13の実績は若干目標を下回ったものの、建設教育訓練助成金に関する指標10、港湾労働者派遣事業に関する指標11、林業就業支援事業に関する指標12、介護労働者基盤人材確保助成金に関する指標14で、実績はいずれも目標を上回っている。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している ①平均雇用労働者数(人) (2人以上／平成18年度) ②事業継続割合(%) (95%以上／平成18年度)	—	—	—	2.4	2.3
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上／平成18年度)	—	—	—	—	25.0
3	雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合(%) (非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下／平成18年度)	0.72 (4.34)	3.37 (3.54)	—	—	—
4	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額の割合(%) (利用事業所の総支給額の10%以下／平成18年度)	—	3.54	—	—	—
5	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上／平成18年度)	31.3	28.3	33.6	34.4	未集計
6	(財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(%) (40%以上／平成18年度)	32	39	40	40	46

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

7	地域雇用開発促進助成金（地域雇用促進特別奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域雇用促進特別奨励金利用事業所における計画開始日から第3回特別奨励金支給申請日の1年経過後の常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の同期間における常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	121.2 (0.7)	157.8 (0.8)
8	地域提案型雇用創造促進事業利用求職者等の就職件数（件） （地域提案型雇用創造促進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成18年度）	-	-	-	8,155 (7,214)	9,663 (8,329)
9	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）利用事業所の常用労働者の増加率（%） （地域高度人材確保奨励金の利用事業所における計画開始日から第2期支給申請日の1年経過後までの常用労働者の増加率が地域内の全適用事業所の常用労働者数の増加率を上回る／平成18年度）	-	-	-	29.3 (0.9)	29.0 (3.5)
10	建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（%） （60%以上／平成18年度）	-	-	-	-	98.4
11	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合（%） （80%以上／平成18年度）	89.3	92.7	89.9	90.9	92.5
12	林業就業支援事業修了者の就職率（%） （63%以上／平成18年度）	-	-	-	63	67
13	就農等支援コーナー利用者に占める就職、あっせん割合（%） （35%以上／平成18年度）	-	-	33	35	33
14	介護労働者基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（%） （80%以上／平成18年度）	-	-	-	-	97.4

（調査名・資料出所、備考）

①指標 1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合：雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合
- ・平成19年度においては、受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数が平均2人以上であり、かつ、事業を継続している割合が95%以上であることを目指すこととしている。

②指標 2

資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。

- ③指標 3 及び 4
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：
・指標 1 の上段は雇用調整助成金利用事業所の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は非利用事業所の事業主都合離職割合である。
・平成 19 年度においては、
①利用事業所の事業主都合離職割合が非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下であること
②利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の10%以下であること
を旨とすることとしている。
- ④指標 5
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：平成18年度の数値は年度終了後 3 か月経過以降に確定するため、現時点では未集計である。
- ⑤指標 6
資料出所：(財) 産業雇用安定センターの調べによる。
備考：平成19年度においては、出向・移籍の成立率43%以上を旨とすることとしている。
- ⑥指標 7
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ⑦指標 8
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は実績値、下段は事業計画時の目標数である。また、地域提案型雇用創造促進事業については、平成17年度より実施している。
- ⑧指標 9
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：上段は当該助成金利用事業所の増加率、下段は当該地域内の全適用事業所の増加率の実績値である。本指標については、平成17年度より評価指標とした。
- ⑨指標 10
資料出所：本助成金の助成対象となる訓練を受講した者に対するアンケート調査（職業安定局。平成18年度より調査開始。）
- ⑩指標 11
資料出所：職業安定局調べによる。
- ⑪指標 12、13
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：就農等支援コーナーは、平成15年 7 月より運用。
- ⑫指標 14
資料出所：助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査（都道府県労働局の調べによる。）。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名:

職業安定局高齢・障害者雇用対策部

高齢者雇用対策課(個別目標1, 2, 3)

職業安定局高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課(個別目標4, 5, 6)

職業安定局若年者雇用対策室

(個別目標7, 8, 9)

職業安定局外国人雇用対策課

(個別目標10, 11)

職業安定局雇用開発課(個別目標12)

評価実施時期：平成19年8月

施策名	高年齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	政策体系上の位置付け
施策の概要	<p>(IV-3-1)</p> <p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進</p> <p>(4) 外国人の雇用の安定・促進</p> <p>(5) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定・促進</p> <p>○目的等：</p> <p>定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進</p> <p>○目的等：</p> <p>障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・ 障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・ 雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 <p>等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進</p> <p>○目的等：</p> <p>若者の職業意識の変化や人材ニーズの変化等を背景としたフリーターの増加傾向の転換を確かなものとするため、フリーター25万人常用雇用化プランを推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>基本目標IV</p> <p>経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3</p> <p>労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>

(4) 外国人の雇用の安定・促進

○目的等：

外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるとともに、公共職業安定機関の外国人求職者に関する職業紹介、職業相談機能・体制の一層の整備・充実に努め、さらに、雇用管理の改善を図るための事業主への指導、援助等の一層の充実に努めることで、外国人労働者の適正な受入れ、適正な雇用・労働条件を確保することを目的とする。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

○目的等：

i 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。

また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。

ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。

iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。

iv 不良債権処理の影響により離職を余儀なくされる者に対する体系的な再就職支援（不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援・起業支援、民間活用による再就職支援、個別求人開拓）を行う。

【評価結果の概要】

(施策目標の評価)

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

平成18年度から改正高齢者雇用安定法（以下、「改正高齢法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」）（以下、「雇用確保措置」という。）を講じることが事業主に義務づけられた（義務対象年齢は段階的に引上げられる）。

平成18年度においては「300人以上規模企業のうち65歳以上の高齢者雇用確保措置を講じる企業の割合」を施策目標として実施し、その割合は67.2%となり、平成17年度の41.3%を大幅に上回った。改正高齢法により確保措置の義務対象年齢が65歳となるのは平成25年4月からであり、65歳までの目標値を大きく超えた多くの企業が改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、より早期に65歳までの高齢者雇用確保措置を講じたといえる。よって、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成18年度においては、公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施、事業主に対する厳正な雇用率達成指導の実施、トライアル雇用やジョブコーチ支援の活用に加え、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の支援等、雇用・福祉等との連携の強化を着実に推進した結果、公共職業安定所を通じた就職件数が大幅に増加し、過去最高となるなど、着実な実績を残しており、施策目標に係る指標である「障害者の就職件数（平成18年度から平成22年度の5年間で約22万人以上）」の達成に向け着実な進展があったと評価できる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者雇用対策については、平成15年6月にとりまとめられた「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省と密接に連携しつつ、積極的に取り組んできたところであり、平成18年度に実施した「フリーター25万人常用雇用化プラン」については、約35.1万人（速報値）の常用雇用を実現し、目標の25万人を大きく上回る実績を達成したところである。こうしたことにより、いわゆるフリーターの数は、平成15年をピークに3年連続で減少し、平成18年では187万人となっており、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。

(4) 外国人の雇用の安定・促進

外国人雇用対策については、きめ細かい職業相談・職業紹介等を実施した結果、積極的受入れを推進している専門的・技術的分野の外国人労働者の予備軍である留学生の就職件数が目標を上回るなど、概ね目標を達成したところであり、施策目標の達成に向け進展していると評価できる。

(5) 就職困難者等の円滑な就職支援

就職困難者等の円滑な就職支援については、特定求職者雇用開発助成金においては、平成15年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.6%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（3.7%）となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

生活保護受給者等就労支援事業においては、支援開始者が平成17年度7,455人から平成18年度10,181人に増加する中、就職者数についても3,083人から6,190人に大幅に増加しており、支援開始者に占める就職者の割合は、平成17年度41.4%から平成18年度60.8%となっている。

さらに、ホームレス就業支援事業においては、当該事業による就業者数が平成17年度が426人に対し、平成18年度においては、908人と大幅に増加している。

また、雇用再生集中支援事業においては、平成18年度中の雇用調整方针对象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合は平成17年度31.4%に比べ平成18年度48.5%と達成水準を大きく上回っている。

このように、それぞれの事業が就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与するものであり、それぞれ施策目標を上回る効果を出している。

以上のことから、施策目標の達成に向けて着実に進展があったと評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

(評価結果の分類)

施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	65歳以上定年企業等の割合 (%) (42%以上/平成20年度)	-	-	-	-	33.0
	300人以上規模のうち65歳以上の 高年齢者雇用確保措置を講じる 企業割合 (%) (45%以上/平成19年度)	-	-	-	41.3	67.2
2	障害者の就職件数 (人) (平成18年度から平成22年度ま での5年間で22万人以上)	28,354	32,885	35,871	38,882	43,987
3	フリーター数 (人) (ピーク時(平成15(2003)年 の8割に減少/平成22(2010) 年)	208	217	214	201	187
4	日系人雇用サービスセンターに おける就職率 (%) (18%以上/平成18年度)	-	-	-	-	17.9
5	一般外国人(留学生を除く外国 人)の就職率 (%) (24%以上/平成18年度)	-	-	-	-	23.4
6	留学生の就職人数 (人) (300人以上/平成18年度)	-	-	-	-	338
7	特定求職者雇用開発助成金支給 対象者の事業主都合離職割合 (%) (当該助成金支給後の事業主都 合離職割合が対象ではない者の 事業主都合離職割合以下/平成 18年度)	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	-	-	-
8	生活保護受給者等就労支援事業 における支援開始者数に占める 就職者数の割合 (%) (40%以上/平成18年度)	-	-	-	41.4 (3,083) (7,455)	60.8 (6,190) (10,181)

9	ホームレス就業支援事業における就業者数（人） （450人以上／平成18年度）	-	-	-	426	908
10	当該年度中の雇用調整方针对象者数（届出人数）に対する不良債権処理就業支援特別奨励金支給人数の割合 （35%以上／平成18年度）	-	6.7	37.2	31.4	48.5

（調査名、資料出所、備考）

①指標 1

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、平成18年度の高年齢者雇用状況報告（平成18年6月1日の状況）から把握。
- ・「42%以上」は、高年齢者雇用状況報告における平成20年6月1日の状況。
- ・平成17年度の割合（41.3%）は、平成18年5月19日までの状況であり、平成18年度の割合（67.2%）は、平成19年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。

②指標 2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：公共職業安定所を通じた就職件数である。

③指標 3

資料出所：総務省「労働力調査（詳細結果）」による。

④指標 4～6

資料出所：職業安定局調べによる。

⑤指標 7

備考：

- ・指標の上段は、支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は、同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
- ・平成19年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

⑥指標 8

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度から事業を開始した。
- ・指標の中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数である。

⑦指標 9

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・ホームレス就業支援事業は、平成17年度から事業を開始した。

⑧指標 10

資料出所：

- ・雇用調整方针对象者数は職業安定局調べ、不良債権処理就業支援特別奨励金の支給決定人数は（財）高年齢者雇用開発協会調べによる。

備考：平成14年度補正予算により創設（平成14年12月20日事業開始）。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年7月7日閣議決定	「各府省による障害者の受け入れ実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワークの構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。」
	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」	平成18年7月7日閣議決定	「「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。」

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

政策体系上の位置付け															
施策名	<p>若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること</p> <p style="text-align: right;">(V-2-1)</p> <p>基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標 2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること</p>														
施策の概要	<p>○ 目的等：</p> <p>① 若年者等に対する職業キャリア支援を講ずるため、フリーター等若者に対し、「日本版デュアルシステム」により実践的な職業能力を付与する。また、ニート等の働く自信をなくした若者については、「若者自立塾創出推進事業」や「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」により、職業的自立支援を行う。</p> <p>② さらに、若者を中心として、「私のしごと館」運営事業により、学校等のみで一括して提供することが難しい、多様な職業体験、体系的な職業情報や職業適性検査等をワンストップで提供することにより、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的・効果的に進める。</p> <p>③ 創業や新分野展開を希望する労働者や中小企業事業主等に対して、創業等を支える人材の育成を職業能力開発の側面から支援を図るために、専門的な相談援助、創業を目指す中小企業等との共同研究及び職業訓練の実施等を行う。</p> <p>④ 特に人材育成に困難を抱える中小企業等に対しては、グローバル化する企業活動を支える国際人材の育成を支援するため、経験豊かな国際アドバイザーを活用した相談援助、情報の提供、セミナーの開催等を実施する。</p>														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価)</p> <p>平成18年度においては、若年者の就職環境について、依然として厳しい状況が続く中で、引き続きフリーター等若者に対して、企業における実習と教育訓練機関における座学を組み合わせた日本版デュアルシステムを推進し、一定の成果を上げたところであり、施策目標の達成に向けて進展があったと言える。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <p>施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">68.8</td> <td style="text-align: center;">71.9</td> <td style="text-align: center;">75.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。</p> <p>備考：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定。 ・指標については公共職業訓練修了3ヶ月後の就職率である。 	施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	-	-	68.8	71.9	75.5
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18									
1	日本版デュアルシステムの公共職業訓練活用型(委託短期)の修了者における就職率(70%以上/平成18年度)	-	-	68.8	71.9	75.5									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施政方針演説等</th> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 50%;">記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)											
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)													

平成19年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業能力開発局能力開発課

		政策体系上の位置付け																
施策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと (V-2-2)	基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること																
施策の概要	<p>○ 目的等：</p> <p>① 障害者への支援を図ること 障害者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮して職業訓練を実施するものである。</p> <p>② 母子家庭の母等への支援をすること 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立及び障害者等就職困難者の職業訓練の受講促進を図ることを目的として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対して、個々の様態に応じた又は地域のニーズに合わせた機動的な「準備講習付き職業訓練」を実施するとともに、障害者等就職困難者に対して、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・指導を通じて職業訓練を実施し、訓練受講中に訓練手当を支給する。</p>																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策目標の評価) 障害者職業能力開発校の修了者の就職率については、目標を上回る水準を維持しており、福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の効果的な支援策となっている。</p> <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>																	
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)</td> <td>57.1</td> <td>63.3</td> <td>68.7</td> <td>68.5</td> <td>61.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業能力開発局調べ(職業能力開発定例業務統計)。 備考： ・指標は訓練修了3ヶ月後の就職率である。 ・平成18年度の実績については速報値であり、平成19年8月中旬に確定値を把握予定である。</p>					施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18	1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)	57.1	63.3	68.7	68.5
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18												
1	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(単位：%) (60%以上/平成18年度)	57.1	63.3	68.7	68.5	61.0												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)															

平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
職業家庭両立課
短時間・在宅労働課

評価実施時期：平成19年8月

<p>施策名</p>	<p>男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>(VI-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に發揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性雇用者数は増加傾向にあり、近年、役職者に占める女性の割合はテンポは緩やかであるものの上昇し、平成18年度においては、役職者に占める女性の割合を前年以上とする指標を達成していることから、女性労働者がその能力を發揮できる環境が整備されつつある。 2 育児休業取得率について平成16年度と平成17年度を比較すると、男性は横ばいであるが、女性は平成16年度が70.6%、平成17年度が72.3%と前年より増加している。 3 就業規則に小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合は、平成16年度は10.5%、平成17年度は16.3%と前年より増加している。 4 緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率は、平成18年度は95%と目標を上回った。 5 再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合は、18年度は91.5%と目標を上回った。 6 短時間正社員制度導入の「検討を開始」した傘下企業の割合は51.3%にとどまった。これは、(社)情報サービス産業協会の調査結果が91.4%であったのに対し、川越商工会議所が33.5%であったことが原因であるが、川越商工会議所は事業実施期間が短かったため、事業終了時点では、制度導入の「検討開始」の段階まで至らなかったものと推察される。 7 能力開発システム修了後最終診断を受けた者のうち、再就業(登録を含む)・再就職をした者の割合は81.7%であり、目標を上回った。本事業は、在宅就業者の能力評価、スキルアップ支援を行っており、個々人の適正に応じた支援が有効かつ効率的に成果を上げたと評価できる。 8 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 <p>(評価結果の分類) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>	
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.0	6.1	6.7	6.7	7.3
2	育児休業取得率 (単位:%) (前年以上/毎年)	男性 0.33 女性 64.0	男性 0.44 女性 73.1	男性 0.56 女性 70.6	男性 0.50 女性 72.3	集計中
3	小学校就学の始期までの勤務時間 短縮等の措置を規定している事業 所の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	9.6	10.2	10.5	16.3	集計中
4	緊急サポートネットワーク事業の 事業利用者の継続就業率 (単位:%) (85%以上/平成18年度)	-	-	-	-	95
5	再就職希望者支援事業の登録後1 年以内に具体的な求職活動を始め る人の割合 (単位:%) (70%以上/平成18年度)	-	-	-	-	91.5
6	短時間労働者雇用管理改善等助成 金の支給を受けた事業所のうち、 支給1年後において支給対象とな った制度が継続して運用され、か つ適用される者がいる割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	集計中
7	公正かつ多様な働き方導入推進事 業の委託事業実施団体の傘下企業 のうち、本事業への参加をきっか けにして、公正な処遇が確保され た短時間正社員制度導入の検討を 開始したものの割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	51.3
8	能力開発システム修了後最終診断 を受けた者のうち、再就業 (登録 を含む)・再就職をした者の割合 (単位:%) (80%以上/平成18年度)	-	-	-	-	81.7
(調査名・資料出所・備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 指標2及び3は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「女性雇用管理基本調査」による。平成14年度、平成16年度及び平成17年度は5人以上規模事業所調査、平成15年度は30人以上規模企業調査。平成18年度の数値は、現在集計中である。 指標4は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課が事業終了後に実施した、緊急サポートネットワーク事業の利用者に対する調査により把握する。平成17年度より開始した事業であるが、平成18年度に新たに設定した指標であるため、平成14～平成17の欄への記載はなし。 指標5は、(財)21世紀職業財団が平成18年に実施した、再就職希望者支援事業の登録者に対するアンケート調査により把握する。平成18年度から当該実績を把握しているため、平成14～平成17の欄への記載はなし。 指標6は、助成金支給1年後に事業所に対して、指定法人である短時間労働援助センターが実施する調査により把握する。平成18年の数値は、平成20年4月に確定値を公表予定である。 指標7は、公正かつ多様な働き方導入推進事業終了後、傘下企業に対して実施した成果調査による。 指標8は、在宅就業者支援事業が終了して2か月後に当該事業参加者に対して(社)社会経済生産性本部が実施するアンケート調査により把握する。 指標6～8は、各事業が平成18年度に新たに開始したため、平成14～平成17の欄への記載はなし。 						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	女性雇用者数 (単位:上段は万人、下段は%)	2,161 (40.5)	2,177 (40.8)	2,203 (41.1)	2,229 (41.3)	2,277 (41.6)
(調査名・資料出所・備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 参考指標1は、総務省統計局の「労働力調査」による。()は、雇用者総数に占める女性の割合である。 						